

## 低所得者に対する支援と生活保護制度

**問題 63** 「生活保護の被保護者調査(平成 30 年度確定値)」(厚生労働省)に示された、2018 年度(平成 30 年度)における生活保護受給者の動向に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 被保護実人員(保護停止中を含む)は、1995 年度(平成 7 年度)の時点よりも増加している。
- 2 保護率(人口百人当)は、16.6 %である。
- 3 保護開始の主な理由は、「傷病による」の割合が最も多い。
- 4 保護廃止の主な理由は、「働きによる収入の増加・取得・働き手の転入」の割合が最も多い。
- 5 保護の種類別にみた扶助人員は、住宅扶助よりも教育扶助の方が多い。

**問題 64** 生活保護法が規定する基本原理・原則に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 すべて国民は、この法律及び地方公共団体の条例の定める要件を満たす限り、この法律による保護を受けることができる。
- 2 必要即応の原則とは、要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において保護を行うことをいう。
- 3 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる。
- 4 保護の決定は、生活困窮に陥った原因に基づいて定められている。
- 5 行政庁が保護の必要な者に対して、職権で保護を行うのが原則とされている。

**問題 65** 事例を読んで、R市福祉事務所のK生活保護現業員が保護申請時に行う説明に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Lさん(39歳、男性)は、妻(36歳)、長男(15歳、中学生)及び次男(4歳、幼稚園児)と暮らしている。Lさんは精神障害者、妻は身体障害者であり、一家は夫妻の障害基礎年金とLさんの就労所得で生活してきた。これまでLさんはパートタイム就労を継続していたが、精神疾患が悪化して退職し、夫妻の年金だけでは生活できなくなった。Lさんは、退職に際して雇用保険からの給付もなかったため、生活保護の申請を行おうとしている。

- 1 生業扶助における母子加算を受給できることを説明した。
- 2 二人の子に対しては、それぞれ教育扶助を受給できることを説明した。
- 3 長男が高校に進学すれば、教育扶助から高等学校等就学費を受給できることを説明した。
- 4 夫妻が共に障害基礎年金を受給していても、生活保護の申請を行うことはできると説明した。
- 5 Lさんに精神疾患があるとしても、就労が可能である場合、生活保護の申請は行えないことを説明した。

**問題 66** 生活保護法に定める不服申立てに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 不服申立てが権利として認められたのは、旧生活保護法(1946年(昭和21年))制定時においてである。
- 2 審査請求は、市町村長に対して行う。
- 3 審査請求に対する裁決が50日以内に行われなときは、請求は認容されたものとみなされる。
- 4 当該処分についての審査請求を行わなくても、処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。
- 5 再審査請求は、厚生労働大臣に対して行う。

**問題 67** 事例を読んで、S市福祉事務所のM生活保護現業員の支援に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Aさん(30歳、女性)は、会社員として働いていた3年前に乳がんと診断された。仕事をしながら治療を受けることが困難であったため会社を退職し、現在、生活保護を受給し、S市福祉事務所のM生活保護現業員による支援を受けている。約1年間の治療を経て、現在はパートタイムの仕事ができる程度に体調が回復しており、検診の結果、「軽労働」が可能と診断された。そこでAさんは、体調に合わせて働ける職場での再就職を希望している。

- 1 日常生活自立を図るため、Aさんに被保護者就労準備支援事業の利用を促す。
- 2 Aさんの同意を得て、公共職業安定所(ハローワーク)と福祉事務所が連携した就労支援チームによる支援を行う。
- 3 Aさんの同意を得て、公共職業安定所(ハローワーク)に配置される就職支援コーディネーターに職業相談・職業紹介を依頼する。
- 4 Aさんの同意を得て、福祉事務所に配置される就職支援ナビゲーターに公共職業安定所(ハローワーク)と連携した支援を依頼する。
- 5 Aさんの同意を得て、S市において生活困窮者自立相談支援事業を受託している社会福祉協議会に、被保護者就労支援を依頼する。

**問題 68** 福祉事務所の組織及び運営に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県及び市(特別区を含む)は、条例で、福祉事務所を設置しなければならない。
- 2 都道府県知事は、生活保護法に定める職権の一部を、社会福祉主事に委任することができる。
- 3 生活保護の現業を行う所員(現業員)は、保護を決定し実施することができる。
- 4 福祉事務所の指導監督を行う所員(査察指導員)及び現業を行う所員(現業員)は、生活保護法以外の業務に従事することは禁止されている。
- 5 福祉事務所の長は、高度な判断が求められるため社会福祉士でなければならない。

**問題 69** 生活福祉資金貸付制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 借入れの申込先は、福祉事務所である。
- 2 借入れの申込みは、民生委員を介して行わなければならない。
- 3 資金貸付けと併せて必要な相談支援を受ける。
- 4 償還の猶予はできない。
- 5 総合支援資金は、連帯保証人を立てないと貸付けを受けることができない。